

「産業経理」 Vol.63 No.1

(平成 15 年 4 月発行)

中国新興資本市場の特徴と 会計システムの国際的調和化

神戸大学大学院 経営学研究科博士課程 胡 丹

中国新興資本市場の特徴と 会計システムの国際的調和化

神戸大学大学院
経営学研究科博士課程 胡 丹

1. はじめに

本稿は「収斂」を意識しながら「調和化」の定義の再検討を行い、また、それらの概念フレームワークを手がかりとして、中国の財務報告に関する法規のフレームワークを分析し、中国の新興資本市場の特徴を探ることを目的とするものである^{注(1)}。

国際的会計基準の設定主体の代表であるIASBは2001年において、組織変更を契機に、これまでの国際的な調和化を図るという方針を修正し、会計基準の収斂 (convergence) を目指すスタンスになってきた^{注(2)}。また、2002年において、EUとFASBはそれぞれ画期的にIASBへの歩み寄りを図っている。世界レベルでは、会計基準に関して、調和化という論調から「収斂」に一気に変わった。一方、アジアの中国の近年の発展は目を見張るほどであり、また、WTOへの2001年の加盟を機に、会計システムを含む多方面において、国際的比較可能性が追求され、更なる法律等の設定・修正が行われてきた。

そこで、本稿はそれらの国際的な変化を背景として、「収斂」と「調和化」の概念を再検討

し、また、それに依拠して、中国の財務報告に関連する会計のフレームワークを明らかにする。本稿は、以下の4点において、特徴を有するものである。

- (1) 今まで学术界において、議論を重ねてきた「調和化」概念の整理、それと「収斂」との関係の議論をし、グローバル化の中の新しい概念の提言の1つを行っている。
- (2) また、(1)の研究結果を踏まえて、会計基準レベルに関わる「形式上の調和化と収斂」という側面から、複雑になってきた中国の会計システムの財務報告にかかる法規のフレームワークを明白にしている。
- (3) そして、中国の財務報告に関する法規のフレームワークの中において、(1)と(2)の結論を受け、特にディスクロージャーに関する法規と会計システムの中で中心的な役割を果たす会計準則について、詳細な分析を行っている。
- (4) さらに、市場が不完備であれば調和化と収斂への追及の必要性がなくなることから生じる市場分析の必要性を、中国新興資本市場における分析を用いて、考慮している。本稿は、具体的に、次の2から5で構成される

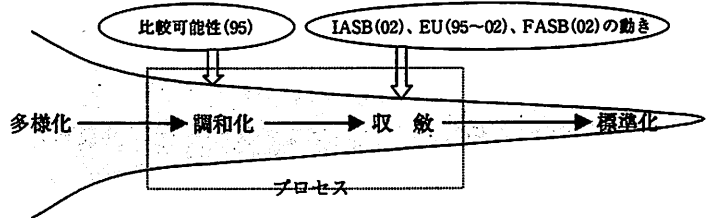
ている。2.では、「収斂」を意識しながら、調和化の定義の再検討を行う。3.では、2.で検討してきた調和化と収斂の視点を取り入れ、中国の財務報告に関する法規のフレームワークについて分析をする。4.では、中国新興資本市場の特徴を明らかにし、そして、5.では、結論と今後の課題を述べる。

2. 調和化の定義の再検討——「収斂」を意識しながら

周知のように、学者の間でのコンセンサスとして「調和化 (harmonization)」と「標準化 (standardization)」の概念の間には少なくない差異が存在する。例えば、Tay and Parker (1990)によれば、標準化はすべての国における統一的な基準を意味し、調和化は個々の国におけるロジカルな衝突のない異なる規定の承認、および異なる考えの調整を意味する^{注(3)}。調和化は調和という状態への移動、それゆえ一種のプロセスであり、他方において、標準化は統一という状態への移動、それゆえ一種のプロセスである。調和化は、硬直化された標準化と比較すると、より実面的であり、融和的なアプローチである。

一方、現実世界において、国際的会計基準の設定主体の代表であるIASBはこれまでの国際的な調和化を図るという方針を修正し、会計基準の国際的な統一ないし収斂を目指すスタンスになってきた。また、2002年3月および10月にEUとFASBはそれぞれ画期的に国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下はIASと呼ぶ) への歩み寄りを図っている。EUは上場企業に対して2005年以降IASに基づく連結財務

【図1】調和化と収斂



諸表の作成を要求し、そして、FASBは企業会計の国際基準と米基準の将来の統一に向けてIASBと覚書を交わした^{注(4)}。世間一般において、一気に調和化という論調から「収斂」に変わった。しかしながら、収斂に対する定義が現段階において十分に検討されていないままであり、それと調和化と標準化との関係をもう一度議論する必要があると考えられる。

収斂も一種のプロセスとして調和化と標準化の中間に当たる位置にあると理解できる (【図1】を参照)。プロセスである調和化は多様な実務からの離脱移動であり、また、ある時点での状態と認識できる調和は企業等によって利用可能な手法の1つまたはいくつかに特定している状態と定義できる。そして、プロセスである収斂は標準の状態に向けての推移と理解でき、調和に関連する収斂は利用できる会計処理方法の削減を意味する。さらに、標準化のプロセスは究同一の状態に向けての移動と定義でき、現実社会における会計事象との対応の複雑性から考えれば、それが延々と続くプロセスであると理解できよう。いずれにしろ、調和と標準状態は一方向だけでは語れない。調和化と収斂を標準の状態を除く間のプロセスと見ることができ (【図1】を参照)。以下において、調和化と収斂を含むプロセス (【図1】の点線の部分) を掘り下げて検討してみる。

Van der Tas (1988)によれば、「利用者はいくつかの財務諸表を利用する。もしこれらの財

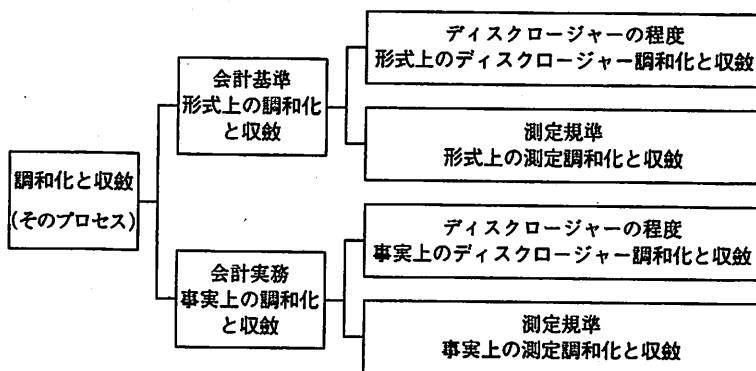
務報告がより調和的であればその財務報告は彼らにとって有用であろう。したがって、財務報告は調和化のターゲット (target) である。財務報告を調和する方法は基準設定であり、財務報告間の差異の限定を行う注(5)。

そして、Canibano and Mora (2000) は、2つのタイプに調和化を区分しており、各々を「事実上の調和化 ('de facto' or material harmonization)」と「形式上の調和化 ('de jure' or formal harmonization)」と呼んでいる注(6)。前者は実務上において、より統一的な動きをすることによる比較可能性の改善に言及し、後者は基準作成にかかる調和化を意味する。形式上の調和化は通常、事実上の調和化へと導くが、必ずしもそうなるとは限らない。企業に対して多くの選択肢を認めた基準を作成した場合、形式上の調和化は失敗に終わる。また、事実上の調和化は形式上の調和化なしに達成されることがある。このことは一般的には自発的調和化 (spontaneous harmonization) と呼ばれる。

Canibano and Mora (2000) の主張に準拠し、調和化と収斂を一つのプロセスとして理解すれば、【図2】に示しているように、会計基準および会計実務の2つの側面から「形式上の調和化と収斂」と「事実上の調和化と収斂」とに細分化することができよう。

また、「形式上の調和化と収斂」および「事実上の調和化と収斂」は、財務情報のディスクロージャーの程度あるいは選択された会計手法

【図2】調和化と収斂の概念



(出所：Canibano and Mora (2000), 図1を参照に、筆者が収斂の概念と照らし合わせながら作成。)

と関係する。ディスクロージャーの程度と関連する調和化と収斂は「ディスクロージャー調和化と収斂」と呼ぶことができ、選択された会計手法と関連する調和化と収斂は「測定調和化と収斂」と呼ぶことができる。【図2】は、調和化と収斂のプロセスに関連する用語の位置づけを新たに描くものである。

ある国における会計の調和化と収斂を分析するのに当たって、【図2】に示しているような会計基準レベルと実務レベルの2つのレベルから分析することができる。実際、2つのレベルまたはその中のひとつと関連した先行研究は多く存在する。以下において、上記の実務レベルではなく、会計基準レベルで会計基準の設定プロセスおよびその現状を分析し、中国の財務報告に関する法規のフレームワークを検討していく。

3. 中国の財務報告に関する法規のフレームワーク—会計基準の調和化と収斂の視点から

中国の財政部において、作成された会計基準(「企業会計制度」や「会計準則」(以下では「会計準則」を「個別会計準則」と呼ぶ))が、すべて

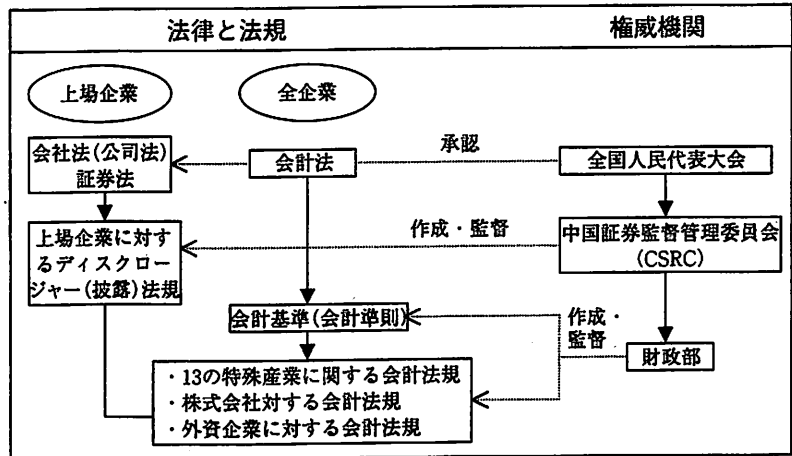
の企業に対して、中心的な役割を果たす^{注7)}。また、13の特殊産業および外資企業に対する会計法規は、いずれ廃止される予定であり、それら内外の差および産業間の差を無くす方向で法律が一本化される。そして、ディスクロージャーに関する法規を中国証券監督管理委員会（CSRC）など

は、上場企業に対して、いくつか制定してきた。

【図2】と【図3】をあわせて見ると、中国における会計基準レベルの国際的形式上の調和化は、ディスクロージャーの程度における形式上のディスクロージャー調和化と測定規準における形式上のディスクロージャー調和化に区分可能であると理解できる。形式上のディスクロージャー調和化に関しては、中国証券監督管理委員会によって作成されたディスクロージャーに関する法規を検討することによって明らかにすることができるものと考えられ、他方において、形式上の測定調和化に関しては、企業会計制度や個別会計準則とIASとの比較分析が有用になろう。

中国の上場企業に対するディスクロージャーに関する条文の作成は中国証券監督管理委員会に一任されている。年度報告に関するディスクロージャー規定は、中国証券監督管理委員会が作成した「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号：年度報告の内容と形式（公开发行证券公司信息内容与格式准则第二号〈年度報告的内容与格式〉）」において

【図3】 中国の財務報告に関する法規のフレームワーク



(Tang et al. (2000), 図4.1を参考に, 修正・作成。)

定められている。この「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号」は、最初のバージョンが発行された1994年以来、幾度か修正されており、現在は2001年に作成されたものが利用されている（2002年に修正版を出しているが、小幅な修正に留まっている）。この現行バージョンは、これまでのバージョンに比してより多くのディスクロージャーの項目の計上を要求している。

直近におけるディスクロージャーに関する規定は、明確性に関してIASに劣ってはいるものの、その規定の内容は、大きくIASに近づいてきている^{注8)}。IASによってカバーされているディスクロージャーの領域、例えば、前期の修正、偶発事象、セグメント報告、後発事象などについては中国証券監督管理委員会の規定によっても同様にカバーされている。一方、作成すべき財務諸表などについては、前期との比較情報を含む貸借対照表、損益計算書、そして今期の利益処分計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主持分変動計算書の提出が要求されていて、利益処分計算書を必要としないIASよりも多くの情報を要求する場面さえ見られる。

しかしながら、中国証券監督管理委員会の規定は、IASにおけるそれに比して、詳細さと明確さがより乏しく、例えば、偶発事象に関する定義が明白でないなどの問題点が存在するため、ディスクロージャーの規定の施行は困難になることが考えられる。また、IASと異なり、継続企業を前提としていないため、それと関連する明白な規定はない。

「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号」には会計政策を定量的に規定していることはIASと比較する場合、明らかになる。その一例として、予測利益情報よりも当期純利益が10%下回るまたは20%上回る場合、企業はその理由を開示しなければならないことを挙げることができる^{注9)}。また、企業は主要な製品あるいはサービスの市場シェアを開示し、そしてそれらが売上高または営業利益の10%以上を占める場合に、その経営活動および所属業種を報告しなければならないとされている^{注10)}。さらに、関係会社間取引について、取引を行う一方の側から見る取引の金額が、報告期間内において3000万元を超える場合、純資産の金額の5%以上である場合、あるいは当期純利益の10%以上の金額を占める場合のそれぞれにおいて、その取引の詳細はディスクロージャーされなければならない^{注11)}。中国証券監督管理委員会はこのような定量的規準の設定によって、利益操作の可能性を最小限に抑えようとしている。

また中国証券監督管理委員会によって用いられた、経営者による操作を最小限にさせる別の手法として、経営上操作可能な数値を除去したときの数値開示を追加的に要求することであり、これによって、財務報告における操作可能性をコントロールすることができる。実際、調整後一株純資産額の計算において、経営上操作

可能な3年もの以上の未収金純額、未償却費用(unamortized expenses, 待摊費用)が除かれるように、企業が要求されており、式は、調整後一株純資産 = (期末株主持分 - 3年もの以上の未収金純額 - 長期未償却費用) である^{注12)}。

さらに、「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号」の2001年のバージョンは1999年のと比べて、投資者の保護を初めて全面に打ち出していたことに注意すべきであろう。同準則の第三条によると、「同準則は企業の年度報告時の開示にかかる最低要求であり、投資者の投資意思決定に重大な影響を及ぼす情報は本準則に記載しているかどうかに関わらず、開示すべきである。」とされており、1999年版が大幅に改正された。また、期末後四ヶ月までに少なくとも中国証券監督管理委員会が指定した新聞の一つに、そして指定しているウェブ上に財務諸表を掲載しなければならないとしているため、一般の投資者にとっては、情報が入手可能になってきた^{注13)}。

次に、形式上の測定調和化に関する企業会計制度および個別会計準則とIASとの比較を行ってこよう。1992年に財政部によって公布された企業会計制度は、その後幾度か修正され、現在では2000年12月29日に制定され、2001年1月1日に施行されたバージョンが利用されている。企業会計制度は個別会計準則のガイドと考えられ、また資産、負債の定義などといったフレームワークを与える。本稿では、このフレームワークについての議論は行わず、より具体性を持つ個別会計準則のみを限定的に考察する。具体的には、任意の会計領域における規定の有無についての比較を行うことによって、中国における形式上の測定調和化の進展程度を検討する。【表1】(次頁参照)は、各会計領域における規定の有無を中国の個別会計準則とIASに関して

【表1】国際会計基準（IAS）と中国の個別会計準則

国際会計基準（IAS）		中国の個別会計準則	
項目	発行年度及び改訂年度	公開草稿	正式発行年度
1. 財務諸表の表示	1975年発行・1997年改訂	貸借対照表・損益計算書・所有者の権利	
2. 棚卸資産	1975年発行・1993年改訂	棚卸資産	2001年発行
3. 連結財務諸表	廃止・第27号と第28号に差替え	—	
4. 減価償却の会計	1976年発行	—	
5. 財務諸表に表示すべき情報	廃止・第1号に併合	—	
6. 物価変動に関する会計上の対応	廃止・第15号に差替え	—	
7. キャッシュ・フロー計算書	1977年発行・1992年改訂	キャッシュ・フロー計算書	1998年発行
8. 期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更	1978年発行・1993年改訂	会計政策、会計予測変更及び会計誤謬の更正	1998年発行
9. 研究開発費	第38号に併合	研究及び開発	
10. 後発事象	1978年発行・1998年改訂	後発事象	1998年発行
11. 工事契約	1979年発行・1993年改訂	工事契約	1998年発行
12. 法人所得税	1979年発行・1996年改訂	法人所得税	
13. 流動資産及び流動負債の表示	廃止・第1号に併合	回収すべき項目および支払うべき項目	
14. セグメント別報告	1981年発行・1997年改訂	—	
15. 物価変動の影響を反映する情報	1981年発行	—	
16. 有形固定資産	1982年発行・1998年改訂	固定資産	2001年発行
17. リース	1982年発行・1997年改訂	リース	2001年発行
18. 収益	1982年発行・1993年改訂	収入	1998年発行
19. 従業員給付	1983年発行・1998年改訂	スタッフ福利	
20. 国庫補助金の会計及び政府の援助の開示	1983年発行	贈与及び政府援助	
21. 外国為替レート変動の影響	1983年発行・1993年改訂	外貨換算	
22. 企業結合	1983年発行・1998年改訂	企業結合	
23. 借入費用	1984年発行・1993年改訂	借入費用資本化	2001年発行
24. 特別利害関係の開示	1984年発行	特別利害関係及びその取引と開示	1997年発行
25. 投資の会計処理	廃止・第40号に差替え		
26. 退職給付制度の会計と報告	1987年発行	スタッフ福利	
27. 連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理	1989年発行	連結財務諸表	
28. 関連会社に対する投資の会計処理	1989年発行・1998年改訂	—	
29. 超インフレ経済下の財務諸表	1989年発行	—	
30. 銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示	1990年発行	—	
31. ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	1990年発行・1998年改訂	—	
32. 金融商品－開示及び表示	1995年発行	—	
33. 一株あたり利益	1997年発行	—	
34. 中間財務報告	1998年発行	中間財務報告	2001年発行
35. 廃止事業	1998年発行	清算	
36. 資産の減損	1998年発行	—	
37. 引当金、偶発負債及び偶発資産	1998年発行	—	
38. 無形資産	1998年発行	無形資産	2001年発行
39. 金融商品－認識及び測定	1998年発行	先渡商品	
40. 投資資産	2000年発行	投資	1998年発行

(出所：胡丹 (2001a), 図表7をもとに、最新情報を取り入れ、作成。)

(注：上表に示した以外の中国の会計準則の公開草稿として、非貨幣性取引（流動資産を除く資産に関わる取引のことを指す）、繰延資産、債務の再組合、或有事項（過去に発生した事項で、将来の事項によってその影響が証明される）、在庫商品があげられる。このうち、会計基準として正式に発行されたのは、非貨幣性取引（1999年）、債務の再組合（1998年）、或有事項（2000年）である。

まとめたものである。

【表1】より明らかなように、財政部によって作成された個別会計準則の公開草稿が、IASと比べて、セグメント別報告、従業員給付、金融商品、一株当たり利益等の規定が存在しないなどの違いはあるが、いくつかの点に関しては、IASに対応したものとなっている。また逆に、個別会計準則固有の会計基準、例えば非貨幣性取引（流動資産を除く資産に関わる取引のことを指す）に関する基準もいくつか存在する。

以上、Canibano and Mora (2000) における調和化に関する概念に依拠し、それと収斂との関係を議論した上で、中国会計システムの国際的調和化に関する議論をIASとの比較検討を通じて行った。「形式上の調和化と収斂」の観点から見れば、中国における国際的調和化は、「形式上のディスクロージャー調和化と収斂」と「形式上の測定調和化と収斂」という2つの側面からの分析が可能である。中国証券監督管理委員会が中心となって制定されたディスクロージャーの規定は、IASを代表とする国際的会計慣行に近づいてはきているが、細部については少なからず差異が存在している。また本稿では、中国におけるすべての企業が適用対象となる個別会計準則とIASにおいて、各会計領域における規定の有無を検討し、それによって、中国会計システムの国際的調和化の歩みを明らかにするとともに、その特徴、例えば、非貨幣性取引に関する会計基準の存在、を指摘した。

しかしながら、市場が不完備であれば、情報が比較不可能になることを考慮した場合、中国の会計における調和化と収斂への追及が果たして賢明であろうか。他の要因もあるかもしれないが、比較不可能な情報は市場の特異性から生じていると指摘されている^{注04}。したがって、中国新興資本市場の特徴を探る必要があると考

えられ、以下において、その特徴を検討してみる。

4. 中国新興資本市場の特徴

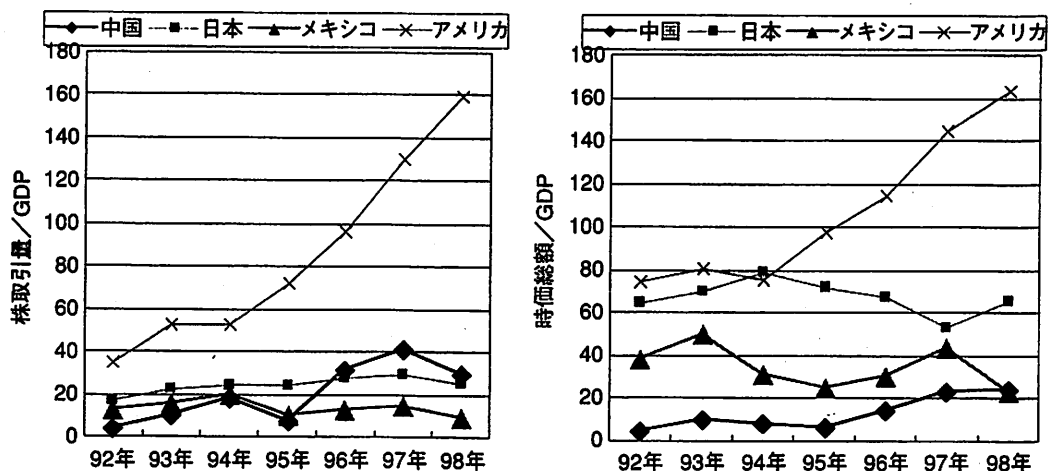
(1) 「A株」と「B株」と市場の不完備性問題

中国において、1990年12月に上海証券取引所が、また1991年4月にはシンセン証券取引所がそれぞれ設立された。これらの証券取引所が設立された後、中国の資本市場は順調な発展を遂げている^{注05}。2001年に入っても、世界的に株式市場が低迷している中で、中国の好景気傾向は衰えることはなく、またWTO加盟に対する期待も手伝って、中国の株式相場の独歩高が続いている^{注06}。

証券取引所の設立当初、中国における上場企業は中国国民のみに対して株式を発行した。これらの株式は一般的に「A株」と呼ばれ、人民元によって取引される。それに対して、1992年から國務院証券委員会は、一定の基準によって選定した企業に対して、香港、マカオ及び台湾の住民といった国外投資者への株式発行を許可した。これらの株は一般的に「B株」と呼ばれ、上海証券取引所（アメリカドルを取引通貨とする）及びシンセン証券取引所（香港ドルを取引通貨とする）において発行される。2001年6月から米国ドルと香港ドルを持つ国民に対して、B株の取引が行われるようになった。また、2002年7月に、B株の直接取引を外国証券会社に取り扱うことができるようになった。さらに、外国機関投資家によるA株の投資解禁も有力と見られる。

A株あるいはB株を発行するためには、一定の審査基準を満たす必要がある。一般的にいえば、良好な業績および十分な潜在力の保有によって、その審査基準は満たされる。しかしながら、A株とB株の両方を発行している企業につ

【図4】 株式市場の国際比較



(出所：中国国家统计局 (<http://www.stats.gov.cn/>) をもとに作成。)

いてみれば、両株における一株あたりの権利内容は同様であるにも関わらず、2001年2月に国内投資者にB株の取引が開放されるまで、よく転売され、市場流動性の高いA株の株価は、B株のその4、5倍程度であった^{注10)}。

このような格差が生じた原因としては、情報の不完全性、言語の違い、異なる会計基準などがあげられる^{注11)}。Chakravarty *et al.* (1998) は、A株とB株の値段の格差の理由の一つとして外国投資者が国内投資者より中国の株に対して情報が少ないことを指摘している。彼らによれば、中国の株式市場におけるその格差を引き起こすファクターは情報の非対称性である。また、A株に対する非合理的に高い水準にある国内投資者の需要や中国株に対する外国投資者の非理性的判断はB株の割安につながるとされる。さらに、中国と外国の株式市場の相違はA株とB株の価格の差異が影響する要因の一つと彼らは主張した。

(2) 「流通株」と「非流通株」と株の流動性問題

「国家株」、「法人株」と呼ばれる政府機関および法人所有の株式の多くは、売買、譲渡が厳

しく制限されている非流通株であり、個人投資者所有の「個人株」を中心とした流通株の市場規模は99年市場全体における時価総額の3割程度にすぎない^{注12)}。このような「流通株」と「非流通株」という2つのカテゴリが存在することは、中国資本市場固有の現象であると言える。それを背景として、行われてきた株価などに関する研究は専ら流通株のみを対象としたものであるがために、その結論が中国証券市場において該当するか否かについては確定的ではないと考えられる。

また、他の国と比較してみると、中国市場の流動性問題が明らかにされよう。【図4】より明らかなように、他国に比してみれば、今なお発展途上であるといえる。株式取引量の対GDP比で見たとき、中国は日本とほぼ同じ水準に達しており、まだ中国と同様に新興資本市場のメキシコよりも高水準であることがわかる。このことは中国証券市場における取引の活発さを示しているものと評価でき、裏を返せば、投機性が高いといえる。また、中国における時価総額の対GDP比は、他国に比べて低いが、

20%を上回っており、近年における急激な経済成長以上に時価総額が大きく伸張したことを示している。

上に示したように、中国の新興資本市場が数年来における国際化の進展によって、大いに発展を遂げてきたことは明白である。しかしながら、流通株の市場規模が小さいことは、株式の大量売買による株価の変動幅もまた大きくなる可能性があるといえ、それゆえに市場における投機性が高いというリスクがある^{注4)}。さらに、上には述べていないが、まだ成熟化していない中国新興資本市場において、粉飾決算や資産の過小評価といった会計システムにかかる問題も存在する^{注4)}。

5. 結論と課題

本稿は「調和化」の延長と理解する「収斂」とのプロセスを議論し、その結果に依拠して、中国の財務報告に関する法規のフレームワークの分析を行い、そして、会計システムの有効性と密接に関連する中国の新興資本市場の特徴の検討を試みたものである。また、本稿における分析を通じて、次の4点が明らかになったものと考えられる。

- (1) 「収斂」は調和の状態から統一の状態の中間に当たる位置にあり、調和化と標準化と同様にプロセスである。近年注目されてきた会計基準の「収斂」は、今まで議論してきた調和化の標準化寄りの究極版と理解でき、またそれが調和化とトータルで総括的な一つのプロセスと考えられる（【図1】を参照）。
- (2) 調和化と収斂のプロセスを会計基準と実務の2つの側面からみることができ、また、それらをさらにそれぞれディスクロージャ

ーの程度と選択された会計手法のレベルと関係することで、細分化することができる（【図2】を参照）。

- (3) 上記(1)および(2)の研究結果を受け、中国の法規フレームワークはディスクロージャーの程度に関する法規および測定規準に関わる個別会計準則の2つの側面から分析を行った。その結果、中国の会計システムについては、投資者保護が全面に出され、国際的会計慣習を参照にされてきて、会計システムの国際的比較性が改善されてきたことが明らかとなった。
- (4) さらに、市場が不完備であれば調和化と収斂への追及の必要性がなくなることから生じる市場分析の必要性から、中国新興資本市場に関わる分析を加えた。その結果、市場の不完備性、投機性の高い、会計ルールへの不準拠の問題は、国内外投資者にとってのリスクと分析した。

以上のように、近年注目を浴びている「収斂」は「調和化」の深化と理解することができる。また、中国会計システムに関しては、中国新興資本市場の顕著な成長を受け、変貌が迫られてきた。それが結果的にIASと近づく形になって、証券投資者を中心とする投資者に、より有用性のある財務情報の提供方法をいかにすべきかは日々議論されている。

しかしながら、国内投資者にとって、果たして国際的会計慣行のほうが馴染み深いかどうかに対して疑問が上がっている^{注4)}。また、中国会計システムの経済システムに対応するための移行を詳細に分析する研究は、現段階において少ないことから、今後、その体系、歴史的推移などをより深く掘り下げて明白にし、確認のための実証的な研究を行うことが重要であると考えられる。

(付記) 本稿を作成するにあたって、神戸大学大学院経営学研究科古賀敏敏先生から懇切なご指導を賜りました。ここに記して日頃のご指導と併せまして感謝申し上げます。なお、ありうべき誤謬はすべて筆者の責任です。

注(1) 本稿における中国新興資本市場は中国本土の上海証券取引所とシンセン証券取引所で構成される株式市場を指す。

注(2) 例えば、IASB (2001), p.1.

注(3) Tay and Parker (1990), p.75.

注(4) EU (2001), p.1; 日本経済新聞夕刊2002年10月30日付。

注(5) Van der Tas (1988), p.157.

注(6) Canibano and Mora (2000), pp.349-369.

注(7) 個別会計準則の作成以前における中国会計システムの変遷には紆余曲折があった。一般的には、1978年の改革開放後における会計システムの変遷は以下の3つの段階に区分して特徴づけることができる。(1)中国会計の概念的フレームワーク及び株式会社に対する実験的な会計基準が公布された1992年を節目に、それ以前の、つまり1978年から1992年の間を第1期(萌芽期)とする。第1期においては、「市場経済化」が導入され、また国有企業の再構築・民営化に備えて、国营企業に対する会計基準の修正が必要となり、また、外資企業・私営企業の増加に備えた、外資企業・私営企業・国有企業を含むすべての企業形態に対する会計基準の整備が急務となった。(2)株式会社会計基準が公布された1998年までを第2期(拡張期)とする。第2期においては、経済成長の好調に伴い、国有企業改革が深化し、証券市場が成長したため、様々な所有区分にある企業が増加した。このような情勢を受けて、すべての企業に対応可能な概念的フレームワーク作りが不可欠となり、市場経済により適応した会計基準の修正・作成が急務となった。(3)1998年から現在までの期間を第3期(伸長期)とする。国有企業のさらなる改革及び株式会社の浸透によって、株式会社に対する会計基準作成が必要となり、またWTO加盟に向けた国際化の流れにおいて、債権者・株主に対して国際的対応が可能な会計基準の下でのデ

ィスクロージャーが求められることから、市場経済に適応する会計基準作りの必要性が増大してきた。歴史的変遷については、胡丹 (2001a) を参照。

注(8) 中国におけるディスクロージャーに関する規定の分析の方法について、以下の文献を参考にしながら、最新情報を加え、分析を行った。IASについて、主にIASIを参考にした。Chen et al. (1999), pp.106-108.

注(9) 「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号：年度報告の内容と形式(公开发行证券公司信息内容与格式准则第二号〈年度報告的内容与格式〉)」(2001年バージョン第33条の(五))。

注(10) 同準則第33条の(一)の2。

注(11) 同準則第45条。

注(12) 同準則第21条。

注(13) 大多数の投資者が入手可能な情報は証券新聞において公表される財務報告に限られている時代があった。それゆえ、投資者は中国証券監督管理委員会が定める各規定からのベネフィットを受けられない。完全な形の年度報告は、政府機関、銀行、金融証券機関にのみ利用されているに過ぎない。このようなより明瞭なディスクロージャー規定に対する要求の欠如は、中国における財務報告のディスクロージャーの有効性を損なわせると指摘されていた。Chen et al. (1999), p.108.

注(14) 例えば、Asheq Rahman, Hector Perera and Siva Genesh (2002), p.47.

注(15) 実際、2001年9月末における上場株式時価総額は45,831.4億元(約3,804億ドル、1元=0.083ドルにて換算。)、また同年度の1月から9月までの上場株式取引総額は7,441.2億元(約617.6億ドル)であり、同年度9月までのGDPで割った場合、それぞれ68.1%、11%に達した。2001年9月末において、上場企業は1154社であり、投資者数は6,551.1万人であった(中国国家统计局(<http://www.stats.gov.cn/>)の資料をもとに算出した。ただし、株式の時価総額は上海証券取引所およびシンセン証券取引所に上場したもののみが含まれている)。

注(16) 中国の株価は2001年6月から急落した経緯

も見られる。上海A株指数はピーク時を約3割下回っている。銀行融資に裏打ちされた違法な資金の流入を止める一方、政府保有株の放出を進めた結果、需給バランスが大きく崩れたためとみられる。一方、ハイテク企業の業績不安が再燃しているのが主因で世界の株式時価総額の減少が続いている。日米欧アジア主要9市場の時価総額は二年半前のピーク時に比べ12兆ドル強(1500兆円)減少、2001年の世界の国内総生産(GDP)31兆ドル強の4割に匹敵する資産価値が目減りした計算である。それに対して、中国の新興資本市場の状況は底硬いといえる。

注(17) 日経金融新聞2001年5月28日付。

注(18) Chen *et al.* (1999), p.94.

注(19) A株の多くは非流通株である。国家株は政府機関によって保有されている。それに対して、法人株は政府組織および機関に関連する国内の法的主体によって保有されている。国家株は証券取引所における売買が不能であるが、他方において、法人株は、証券取引システム(Securities Trading Quotation System)と呼ばれるコンピュータ・システムを通じて取引されている。流通株は一般投資者によって保有され、国内における2つ証券取引所において取引されるA株およびB株、並びに海外証券取引所において流通しているB株およびH株等を含む。

注(20) 市場の投機性の指数である売買回転率から見ても、1999年において、A株の売買回転率は400%を超えたのに対し、B株のそれは80%を超えた程度に過ぎない。

注(21) 国有企業を株式会社に転換する際に、資産を簿価評価したため、国家資産は過小評価された。多くの会計士は取替コストを簿価として計上すべきであると主張した。しかしながら、中国では、財産評価はいまだ確立されておらず、それゆえ多くの場合において会計士が株を発行する企業のための資産評価を行っている。しかしながら、プロフェッショナル基準及び評価のための適切なデータの欠如により、その評価は各会計士の任意とされた。Tang *et al.* (2000), p.244.さらに、粉飾決算については、例えば、日本経済新聞2001年9月24日付を参照。

注(22) 価値関連性という側面から分析した結果、

IASではない自国の会計基準のほうがIASのより、利益と簿価との価値関連性が高いという研究結果が得られている。例えば、拙稿のHu, Dan (2002) および胡丹 (2001b) を参考されたい。

〈参考文献〉

(I 英語の文献)

- Rahman *et al.* (2002), Asheq Rahman, Hector Perera and Siva Genesh, "Accounting Practice Harmony, Accounting Regulation and Firm Characteristics", ABCUS, Vol.38, No.1, 2002, pp.46-77.
- Barth *et al.* (1999), Mary E. Barth, Greg Chinch, Toshi Shibano, "International accounting harmonization and global equity markets", *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, 1999, pp.201-235.
- Canibano and Mora (2000), Leandro Canibano and Araceli Mora, "Evaluating the Statistical Significance of De Facto Accounting Harmonization: a Study of European Global Players", *The European Accounting Review*, Vol.9, No.3, 2000, pp.349-369.
- Charkravarty *et al.* (1998), Sugato Charkravarty, Asahi Sarkar and Lifan Wu, "Information Asymmetry, Market Segmentation and the Pricing of Cross Listed Shares: Theory and Evidence from Chinese A and B Shares", *Journal of International Financial Markets*, Vol.8, 1998, pp.219-454.
- Chen *et al.* (1999), Charles J.P. Chen, Ferdinand A. Gul and Xijia Su, "A Comparison of Reported Earnings under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange", *Accounting Horizons*, Vol.13, No.2, 1999, pp.91-111.
- Choi and Levich (1990), F.D. Choi and R.M. Levich, *The Capital Market of International Accounting Diversity*, Irwin, IL: Business One.
- Collins *et al.* (1997), D.W. Collins, E.L. Maydew, and I.S. Weiss, "Changes in the Value-Relevance of Earnings and Book Values over the Past Forty Years", *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24, 1997, pp.39-67.

- EU, Press Release, "Financial Reporting: Commission Proposes Requirement for Listed Companies to Use International Accounting Standards by 2005", 13 February 2001.
- Goeltz (1991), Goeltz, "International Accounting Harmonization: the Impossible (and Unnecessary) Dream", *Accounting Horizons*, Vol.5, 1991, pp.85-88.
- Harris and Muller (1999), Mary S. Harris, Karl A. Muller III, "The Market Valuation of IAS versus US-GAAP Accounting Measures Using Form 20-F Reconciliations", *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, 1999, pp.201-235.
- Hu, Dan (2002), "The Usefulness of Financial Statements Under Chinese GAAP vs. IAS: Evidence from the Shanghai Stock Exchange in PRC.", Working Paper, SSRN (Social Science Research Network), http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=314001, July 2002.
- Hoarau (1995), Christian Hoarau, "International Accounting Harmonization American Hegemony or Mutual Recognition with Benchmarks?", *The European Accounting Review*, Vol.4, No.2, 1995, pp.217-233.
- IASB, Press Release, "IASB Announces Agenda of Technical Projects," 31 July, 2001.
- Tang *et al.* (2000), Tang Yun-Wei, Lynne Chow and Barry J. Cooper, *Accounting and Finance in China*, Sweet & Maxwell Asia, 2000, p244.
- Tay and Parker (1990), J.S.W. Tay and R.H. Parker, "Measuring International Harmonization and Standardization", *Abacus*, Vol.26, No.1, 1990, p.75.
- Theil (1971), H. Theil, *Principles of Econometrics*, Wiley, New York, NY, 1971.
- Van der Tas (1988), "Measuring Harmonization of Financial Reporting Practice", *Accounting and Business Research*, Vol.18, No.70, 1988, p.157.
- Watts and Zimmerman (1986), Ross L.Watts and Jerold L.Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, Inc., 1986.
- Wolk *et al.* (1989), Harry I.Wolk, Jere R. Francis and Michael G.Tearney, *Accounting Theory A Conceptual and Institutional Approach* (Second Edition), PWS-KENT Publishing Company, 1989, pp.31-38.
- (Ⅱ 中国語の文献)
- 中国財政部「企業会計準則」
- 中国国家统计局 (<http://www.stats.gov.cn/>).
- 「中国統計年鑑(2000年)」(<http://www.stats.gov.cn/>).
- 中国証券監督管理委員会「上場企業のディスクロージャー情報の内容と形式に関する準則第2号:年度報告の内容と形式(公开发行证券公司信息内容与格式准则第二号〈年度報告的内容与格式〉)」2000年。
- 中国証券監督管理委員会 (<http://www.csrc.gov.cn/>).
- (Ⅲ 日本語の文献)
- 青山監査法人・プライスウォーターハウス(1998), 青山監査法人・プライスウォーターハウス「国際会計基準ハンドブック新版」東洋経済新報社, 1998年。
- 経済企画庁編(2000), 経済企画庁編「世界経済白書—IT時代の労働市場と世界経済」大蔵省印刷局発行, 2000年。
- 古賀・五十嵐(1999), 古賀智敏・五十嵐則夫「会計基準のグローバル化戦略」森山書店, 1999年。
- 胡丹(2001a), 胡丹「中国における市場改革と国際会計基準導入への対応」『六甲台論集(第48巻第1号)』神戸大学大学院経営研究会, 2001年6月。
- 胡丹(2001b), 胡丹「国際会計基準に基づく財務情報の開示とその有用性」『六甲台論集(第49巻第1号)』神戸大学大学院経営研究会, 2002年6月。